

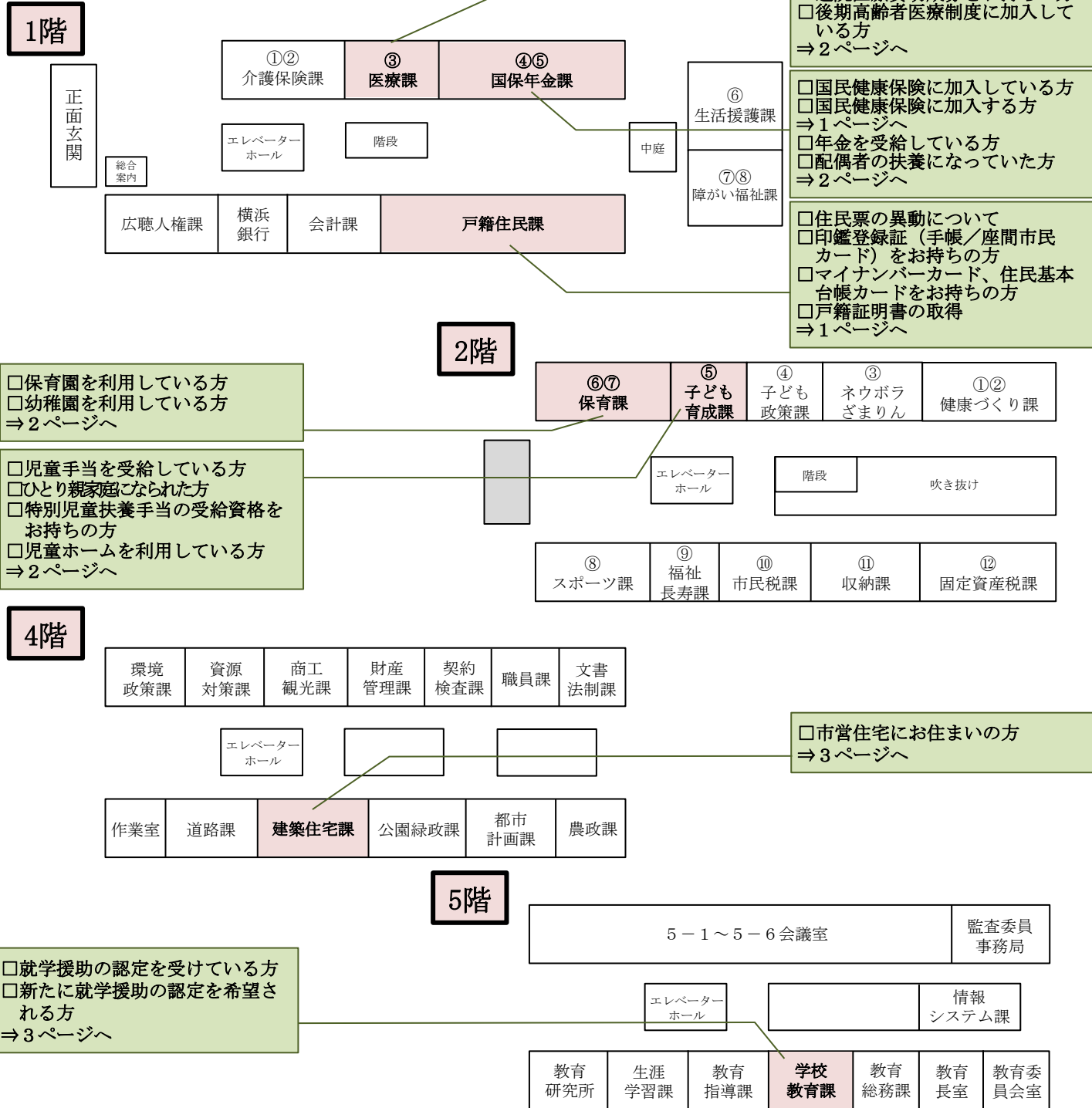
◎ 離婚届を提出された方へ ◎

座間市 代表046-255-1111

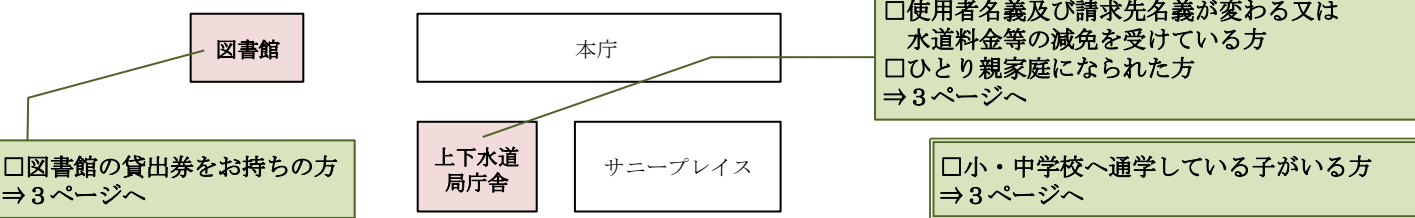
市役所では下記の手続きが必要です。ご不明な点は各課までお問い合わせください。

※下記以外の手続きに関しては、ご夫婦の状況に応じて各担当課または関係機関にお問い合わせください。

<本庁フロア案内図（1階、2階、4階、5階）>



<上下水道局庁舎・図書館>



	手続きを必要とする事項	担当係
戸籍住民課	<p>●住民票の異動について</p> <p>離婚届と併せて住所の異動がある場合、住民異動届が必要です。なお、生計が別になり、世帯を分ける必要がある場合は、世帯を分離する手続きをしてください。</p> <p><住民異動に必要なもの></p> <p>①本人確認書類 ②マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(お持ちの方)</p> <p>③転出証明書(転入の方) ④在留カード又は特別永住者証明書(外国籍の方)</p> <p>※本人確認書類は、マイナンバーカード、運転免許証、旅券等官公署の発行した顔写真付のもの1点、又は保険証と年金手帳等官公署の発行した写真なしのもの2点</p> <p>●印鑑登録証(手帳/座間市民カード)をお持ちの方</p> <p>離婚届によって登録していた印影と氏名に相違が生じた場合、印鑑登録は抹消されます。必要であれば再度登録を行ってください。</p> <p>※印鑑登録の方法については別紙「印鑑登録を申請される方へ」をご参照ください。</p> <p>●マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方</p> <p>離婚届によって氏名等に変更が生じた場合は、各カードの記載内容を変更する手続きが必要になります。</p> <p><氏名変更に必要なもの></p> <p>マイナンバーカード、住民基本台帳カード</p> <p>※マイナンバーカード交付申請書は変更が生じた場合、使用できなくなる場合があります。</p> <p>※この欄の説明は一般的な事例の場合です。状況によりこの他に必要なもの等がある場合がありますので詳細は担当にお問い合わせください。</p>	<p>窓口係</p> <p>(1階)</p> <p>☎046-252-8083</p>
	<p>●戸籍証明書の取得</p> <p>離婚後の戸籍全部事項証明書など戸籍関係の証明書が取得できるようになるまでに日数を必要とします。本籍が座間市の場合は一週間程度お時間を要します。なお、本籍が他市の場合には本籍地のある市区町村にお問い合わせください。</p> <p>※お急ぎの場合は戸籍係へお申し出ください。</p>	<p>戸籍係</p> <p>(1階)</p> <p>☎046-252-8084</p>
国保年金課	<p>●国民健康保険に加入している方</p> <p>○氏名や世帯主が変わったときは、保険証が変更となります。これまでお使いの保険証をお持ちください。</p> <p>○社会保険等、別の保険に加入されたときは、国民健康保険脱退の手続き が必要です。新しく加入した先の保険証と国民健康保険の保険証をお持ちください。</p> <p>●離婚により社会保険等の被扶養者から外れ、国民健康保険に加入される方</p> <p>これまで加入していた保険の資格喪失証明書をお持ちのうえ、国民健康保険加入手続きにご来庁ください。</p>	<p>国保係</p> <p>(1階⑤窓口)</p> <p>☎046-252-7003</p>

	手続きを必要とする事項	担当係
国保年金課	<p>●年金を受給している方 氏名が変更になった場合、年金証書などの変更手続きが必要となりますので、「年金受給権者氏名変更届」を提出していただきます。 <必要なもの> ①年金証書 ②マイナンバーカード、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、または住民票の写しのいずれか</p> <p>●配偶者の扶養になっていた方（第3号被保険者） 配偶者の扶養である第3号被保険者ではなくなった場合、第1号被保険者への変更の手続きが必要になります。 <必要なもの> ①扶養からはずれた日が分かる書類 ②年金手帳</p>	<p>年金係 (1階④窓口) ☎046-252-7035</p>
医療課	<p>●小児医療証をお持ちの方 氏名・保険証変更・養育者変更があった場合、手続きが必要になります。（保険証変更の場合は、保険証をお持ちください。）</p> <p>●心身障害者療養受診証、精神通院医療費助成券をお持ちの方 氏名・保険証変更等があった場合、手続きが必要になります。（保険証変更の場合は、保険証をお持ちください。）</p> <p>●後期高齢者医療制度に加入している方 氏名に変更があった場合、手続きが必要になります。（保険証・マイナンバーカードをお持ちください。）</p>	<p>医療給付係 (1階③窓口) ☎046-252-7213</p>
子ども育成課	<p>●児童手当を受給している方 受給者と児童との間の養育状況によっては、受給者の切り替え手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。</p> <p>●ひとり親家庭になられた方 ひとり親家庭への制度（児童扶養手当等）を受けられる場合がありますので、担当係にご相談ください。</p> <p>●特別児童扶養手当の受給資格をお持ちの方 受給者と児童との間の養育状況によっては、受給者の切り替え手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。</p>	<p>児童支援係 (2階⑤窓口) ☎046-252-7201</p>
	<p>●児童ホームを利用している方 担当係で手続きが必要になります。</p>	<p>子ども育成係 (2階⑤窓口) ☎046-252-7969</p>
保育課	<p>●保育園を利用している方 担当係で手続きが必要になります。</p> <p>●幼稚園を利用している方 担当係で手続きが必要になる場合があります。</p>	<p>保育係 (2階⑥窓口) ☎046-252-7202</p>

	手続きを必要とする事項	担当係
経営総務課	<p>●使用者名義及び請求先名義が変わる方 水道料金お客様センターへ届け出てください。</p> <p>●ひとり親家庭になられた方 減免の適用対象となる場合がありますので、水道料金お客様センターへお問い合わせください。</p> <p>[水道料金お客様センター]</p> <p>住 所 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号(上下水道局庁舎1階)</p> <p>電 話 046-266-5520</p> <p>営業時間 8時30分から20時まで</p> <p>定休日 12月30日～翌1月3日</p> 	<p>料金係 (上下水道局庁舎4階)</p> <p>☎046-252-8541</p>
建築住宅課	<p>●市営住宅にお住まいの方 離婚に伴い入居者の世帯員に変更が生じる場合は、手続きが必要となります。 ※手続きの詳細はお問い合わせください。</p>	<p>市営住宅係 (4階)</p> <p>☎046-252-7032</p>
学校教育課	<p>●就学援助の認定を受けている方 ○住所、氏名、保護者氏名、世帯構成員等の変更があった方は、手続きが必要になります。 ○就学援助費振込先口座の変更があった場合、手続きが必要になります。新しい口座情報が確認できるものをお持ちください。</p> <p>●新たに就学援助の認定を希望される方 世帯の所得状況等により、就学援助の認定を受けられる場合があります。制度の説明をいたしますので、お問合せください。</p>	<p>学務係 (5階)</p> <p>☎046-252-8739</p>
小・中学校	<p>●小・中学校へ通学している子がいる方 住所、氏名、保護者氏名、世帯構成員等の変更があった方は、現在通学している学校の担任へ直接連絡してください。</p>	<p>通学している小・中学校</p>
図書館	<p>●図書館の貸出券をお持ちの方 変更後の住所・氏名が確認できるもの(免許証、保険証、住民票、郵便物等)をお持ちください。</p>	<p>図書館</p> <p>☎046-255-1211</p>